

## 議第15号

## 令和4年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和4年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

運 転 車 両 数	両 801
年間走行キロメートル	km 29,747,500
年間総輸送人員	人 100,375,000
1日平均輸送人員	人 275,000

(2) 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 41両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業運転資金に充てるため、企業債（特別減収対策）3,540,000千円を借り入れる。

## 収 入

第1款 自動車運送事業収益	18,563,000千円
第1項 営 業 収 益	17,865,430千円
第2項 営 業 外 収 益	697,570千円

## 支 出

第1款 自動車運送事業費用	22,530,000千円
---------------	--------------

第1項 営業費用	22,095,921千円
第2項 営業外費用	334,079千円
第3項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,372,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,096,000千円
第1項 企業債	2,027,000千円
第2項 固定資産売却代金	40,040千円
第3項 補助金	7,000千円
第4項 工事負担金	21,570千円
第5項 その他資本収入	390千円

支 出

第1款 資本的支出	3,468,000千円
第1項 建設改良費	2,055,922千円
第2項 企業債償還金	1,362,078千円
第3項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
バス車両リース経費	令和5年度から令和13年度 まで	千円 21,000
自動車運送事業建設改良費	令和5年度及び令和6年度	2,107,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 2,027,000	発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
自動車運送事業特別減収対策企業債	3,540,000			
計	5,567,000		8.0以内	

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 職員給与費に係る共済追加費用等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、437,000千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川 大作